令和７年度七戸町「青森新時代」への架け橋資金保証料補給金交付要綱

第１条　目的

　この制度は、七戸町内に住所又は主な事業所を有して新たに事業を開始しようとするもの、または開始している起業家・創業家であって、青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱（以下「県要綱」という。）に基づく融資を受けている者に対し、当該融資に係る保証料の補給を行うことにより、資金の円滑な供給を図り、経済環境の変化に対応できる創意・工夫及び活力のある中小企業者の育成を図ることを目的とする。

第２条　保証対象

　県要綱２（１）により融資を受けた者のうち、次のいずれにも該当するもの。

（１）創業後３年未満であるもの。

（２）七戸町内に住所又は主な事業所を有するもの、あるいはその予定のもの。

（３）融資額が１，０００万円以内、かつ、融資期間が１０年（うち据置期間が１年）以内であるもの。

（４）町税の滞納がないもの。

第３条　実施期間

　令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで。

第４条　保証料

　県要綱３（４）に定める信用保証料率によって算出された金額の算出された金額の７０％（小数点以下は切り上げ）に相当する額を七戸町が負担し、青森県信用保証協会に補給する。

　事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料の０．２５％又は０．４５％に相当する額及び県要綱２（１）①に係る保証料の０．２％に相当する額は補給対象外とする。

第５条　委任

　青森県信用保証協会は、補給金の交付に係る申請、請求、受領及び返還に関する一切の権限について、申請者から委任（様式第１号）を受けることができる。

第６条　その他

　（１）この制度を利用するものは、納税証明書等を添付すること。ただし、納税状況確認同意書(様式第２号)を提出することにより、納税証明書の添付を省略できる。

　（２）青森県信用保証協会は、この制度の運用状況について、毎月の１５日までに町長に報告しなければならない。

　（３）この要綱に定めのない事項については、町長、青森県信用保証協会が協議のうえ決定する。

附則

この要綱は、令和７年４月１日から実施する。

様式第１号（第５条関係）

委　任　状

住　所　　青森県青森市新町二丁目4番1号

名　称　　青森県信用保証協会

氏　名　　会長　柏木　司

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任いたします。

１．令和７年度七戸町「青森新時代」への架け橋資金保証料補給金の交付申請請求及び、受領に関すること。

　令和　　年　　月　　日

委　任　者　　住　所

　　　　　　　名　称

　　　　　　　代表者

様式第２号（第６条関係）

令和　　　年　　　月　　　日

同　　　意　　　書

七戸町商工観光課長　殿

住　　所

申請者　名　　称

氏　　名

生年月日

（申請者が個人の場合）

　私は、令和７年度青森県・七戸町連携融資制度保証料補給金交付への申込みに当たり、次の税目について滞納がない旨証明するため、私の納税状況を確認することに同意します。

　また、私の納税状況について下記金融機関に情報を提供することに同意します。

・法人町民税（個人の場合は町民税）

・固定資産税

・軽自動車税

・個人又は事業主の場合は、国民健康保険税

|  |
| --- |
| 利用する融資制度　　　架　・　応　・　定　・　強　　　※いずれかに〇をしてください |
| 金融機関記入欄 | 上記申請者の納税状況につきまして確認をお願いします。金融機関名担当者氏名 |
| 町記入欄 | 　上記申請者の納税状況につきまして下記のとおり確認しました。* 滞納あり　　□　滞納なし

　商工観光課　担当者氏名 |